補聴器の交付申請をされる方へ

【手続きの流れ】必ず購入前に申請してください

申請…必要書類の提出・市職員による聞き取り（聞こえの状況や補聴器の使用経験等）

↓

判定…障害程度・内容が合っているか兵庫県身体障害者更生相談所により判定

↓

市役所から補聴器業者へ見積書提出依頼…判定結果が分かり次第、市から業者へ連絡

↓

交付決定…申請者に決定通知書を郵送

↓

受領…業者へ連絡していただき、支払い・補聴器の受領

【必要書類】

1. 身体障害者手帳の写し

　→聴覚障害の手帳所持者が対象。所持されていない場合は身体障害者手帳の申請をすすめて頂き、聴覚障害の手帳が交付された後に申請が可能です。

　※難病患者等で会話や音の聴取が困難な方は特定疾患医療受給者証の写しや意見書等により申請が可能

1. 補装具費支給意見書（補聴器）

→身体障害者福祉法15条指定医かつ耳鼻咽喉科専門医等により作成されたもの

1. 補装具費支給申請書

【費用について】

基準額のうち、1 割の自己負担（自己負担の上限３７，２００円）（生活保護世帯、非課税世帯は除く）。基準額を超えるものを希望される場合、基準額を超過した分は自己負担。

【留意事項】

原則１個の給付。両耳への給付は職業上・教育上の特別な理由が必要です。

耳あな型補聴器は、ポケット型および耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な方のみ申請が可能。

市と契約している補聴器業者のみ手続き可能。